

岩手大学入試委員会規則

平成16年4月1日 制定
令和5年3月30日 最終改正

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学における全学委員会に関する規則第2条の規定に基づき、岩手大学入試委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 入学者選抜に係る基本的事項に関する事。
- 二 大学入学共通テストの実施に関する事。
- 三 一般選抜及び特別選抜（学生受入の内部質保証を含む。）に関する事。
- 四 入学者選抜要項に関する事。
- 五 学生募集要項に関する事。
- 六 合格候補者の決定に関する事。
- 七 入学者選抜方法等の調査分析に関する事。
- 八 入試広報に関する事。
- 九 その他入学者選抜に係る重要事項に関する事。

2 前項の規定にかかわらず、学部編入学及び大学院等に係る事項については、岩手大学編入学取扱規則及び各研究科規則等による。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 学生を担当する理事又は副学長
- 二 学部長
- 三 各学部から選出された教員各2名
- 四 学務部長

(任期)

第4条 前条第3号の委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、理事をもって充て、副委員長は、各学部長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。ただし、第3条第2号及び第3号の委員のうち、各学部から1名以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第8条 委員会に、委員会の業務を分掌させるため、専門委員会を置く。

2 前項の専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(学部委員会)

第9条 学部に、入試に係る学部の方針を審議し、入試を実施するため、学部入試委員会を置く。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、入試課において処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 次に掲げる規則は、廃止する。

- 一 岩手大学入学者選抜調査研究専門委員会規則（平成16年4月1日制定）
- 二 岩手大学入試資料作成専門委員会規則（平成16年4月1日制定）
- 三 岩手大学科目別作題等専門委員会規則（平成16年4月1日制定）
- 四 岩手大学入試情報開示検討専門委員会規則（平成16年4月1日制定）
- 五 岩手大学健康診断専門委員会規則（平成16年4月1日制定）

3 前項各号に掲げる規則に基づいて置かれる専門委員会のうち、この規則施行の日において現に遂行中の任務を有するものがある場合は、当該任務が終了するまでの間、当該専門委員会は存続するものとする。

附 則

この規則は、平成20年6月18日から施行し、平成20年6月5日から適用する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。